# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年10月9日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期

(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

【会社名】 株式会社ドーン

【英訳名】 Dawn Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 崎 正 伸

【本店の所在の場所】 神戸市中央区磯上通二丁目 2番21号

【電話番号】 078(222)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理部長 近 藤 浩 代

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区磯上通二丁目 2番21号

【電話番号】 078(222)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理部長 近 藤 浩 代

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期 第 1 四半期 累計期間	第30期 第 1 四半期 累計期間	第29期	
会計期間		自 2019年 6月1日 至 2019年 8月31日	自 2020年 6月1日 至 2020年 8月31日	自 2019年 6月1日 至 2020年 5月31日	
売上高	(千円)	194,554	219,134	1,050,916	
経常利益	(千円)	51,807	55,266	294,760	
四半期(当期)純 利益	(千円)	38,060	38,137	200,837	
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)				
資本金	(千円)	363,950	363,950	363,950	
発行済株式総数	(株)	3,300,000	3,300,000	3,300,000	
純資産額	(千円)	1,489,800	1,666,310	1,660,125	
総資産額	(千円)	1,656,211	1,827,186	1,883,519	
1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	11.95	11.95	62.98	
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)				
1 株当たり配当額	(円)			10.00	
自己資本比率	(%)	90.0	91.2	88.1	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

# 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

#### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により停滞していた経済活動が5月の緊急事態宣言の解除を機に再開されつつあるものの、国内の感染者数が再び増加傾向になる等、景気回復への道のりが見通せず、予断を許さない状況が続いております。

このような環境でありましたが、当社は、引き続き防災・防犯・救急といった安心・安全に係わる分野を中心に 地方自治体等に対してクラウドサービスやGIS関連の受託開発の受注獲得に努めました。

また、前事業年度に神戸市消防局及び小野市消防本部において実証実験を実施した映像通報システム「Live119」を7月1日より同2消防で本運用を開始し、この導入実績を基に全国の消防本部等に向けて営業を開始いたしました。

以上の結果、「NET119緊急通報システム」等のクラウドサービスの契約数が積み上がり、ストック型の利用料収入が着実に増加したことから、売上高は219,134千円(前年同四半期比12.6%増)、営業利益は54,889千円(前年同四半期比7.8%増)、経常利益は55,266千円(前年同四半期比6.7%増)、四半期純利益は38,137千円(前年同四半期比0.2%増)となりました。

なお、当社事業は顧客の決算期が集中する3月に売上計上される受注が多いため、第4四半期会計期間に売上高 が偏重する傾向があることから、各四半期の業績に季節変動があります。

また、当社は地理及び位置情報事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、1,827,186千円となり、前事業年度末と比較して56,332千円の減少となりました。これは主に、金銭の信託が200,000千円、売掛金が24,611千円、それぞれ増加した一方で、現金及び預金が282,323千円減少したことによるものであります。

負債は、160,876千円となり、前事業年度末と比較して62,518千円の減少となりました。これは主に、未払法人税等が43,516千円、未払消費税等が18,564千円、それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、1,666,310千円となり、前事業年度末と比較して6,185千円の増加となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、952千円であります。 なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

# 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

# 第3 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類 発行可能株式総数(株)			
普通株式	9,000,000		
計	9,000,000		

# 【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年 8 月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年10月 9 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,300,000	3,300,000	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数は100株であり ます。
計	3,300,000	3,300,000		

# (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月1日~ 2020年8月31日		3,300,000		363,950		353,450

# (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

# (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

# 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 108,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,189,500	31,895	
単元未満株式	普通株式 2,400		
発行済株式総数	3,300,000		
総株主の議決権		31,895	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

# 【自己株式等】

2020年 8 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ドーン	神戸市中央区磯上通二丁目 2番21号	108,100		108,100	3.28
計		108,100		108,100	3.28

# 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

# 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

# (1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 5 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,548,708	1,266,384
売掛金	84,839	109,450
金銭の信託	-	200,000
商品	-	1,950
仕掛品	10,144	29,135
貯蔵品	2,366	4,130
その他	17,009	17,682
貸倒引当金	84	109
流動資産合計	1,662,983	1,628,623
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,906	3,815
工具、器具及び備品(純額)	4,964	4,473
有形固定資産合計	8,871	8,288
無形固定資産		
ソフトウエア	1,569	1,221
無形固定資産合計	1,569	1,221
投資その他の資産		
投資有価証券	163,883	143,907
その他	46,212	45,146
投資その他の資産合計	210,095	189,053
固定資産合計	220,536	198,563
資産合計	1,883,519	1,827,186

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 5 月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
金件買	19,144	11,470
未払法人税等	63,329	19,812
未払消費税等	33,652	15,087
賞与引当金	-	13,264
その他	53,844	50,691
流動負債合計	169,970	110,326
固定負債		
長期未払金	19,965	19,965
その他	33,459	30,584
固定負債合計	53,424	50,549
負債合計	223,394	160,876
純資産の部		
株主資本		
資本金	363,950	363,950
資本剰余金	366,314	366,314
利益剰余金	939,806	946,026
自己株式	10,518	10,571
株主資本合計	1,659,552	1,665,719
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	572	591
評価・換算差額等合計	572	591
純資産合計	1,660,125	1,666,310
負債純資産合計	1,883,519	1,827,186

# (2) 【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

		(単位:千円)_
	前第1四半期累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
売上高	194,554	219,134
売上原価	56,352	68,874
売上総利益	138,201	150,260
販売費及び一般管理費	87,294	95,370
営業利益	50,907	54,889
営業外収益		
受取利息	26	16
受取配当金	8	8
有価証券利息	798	331
その他	65	20
営業外収益合計	899	377
経常利益	51,807	55,266
特別利益		
投資有価証券売却益	3,399	-
特別利益合計	3,399	-
税引前四半期純利益	55,207	55,266
法人税等	17,146	17,129
四半期純利益	38,060	38,137

## 【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

#### (税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しておりま す。

#### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定につきましては、前事業年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載した内容から、重要な変更はありません。

#### (四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

当社事業は、顧客の決算期が集中する3月に売上計上される受注が多いため、第4四半期会計期間に売上高が偏重する傾向があることから、各四半期の業績に季節的変動があります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
減価償却費	1 052千円	975千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 8 月27日 定時株主総会	普通株式	23,880	7.50	2019年 5 月31日	2019年8月28日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 8 月26日 定時株主総会	普通株式	31,918	10.00	2020年 5 月31日	2020年8月27日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

当社は地理及び位置情報事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり四半期純利益	11円95銭	11円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	38,060	38,137
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	38,060	38,137
普通株式の期中平均株式数(株)	3,184,017	3,191,814

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### (重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2020年9月11日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

## 1.処分の概要

(1)処分期日	2020年10月8日	
(2)処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,800株	
(3)処分価額	1 株につき1,994円	
(4)処分価額の総額	15,553,200円	
(5)株式の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名 6,200株 当社従業員 7名 1,600株	
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書 を提出しております。	

## 2.処分の目的及び理由

当社は、2018年7月9日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員(以下、「割当対象者」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、割当対象者に対し、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することについて決議いたしました。また、2018年8月28日開催の当社第27期定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額40,000千円以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

# 2 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年10月9日

株式会社ドーン 取締役会 御中

#### 東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 清水 和也 印

指定社員 公認会計士 山 本 恵 二 印 業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 ドーンの2020年6月1日から2021年5月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間(2020年6月1日から2020 年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すな わち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドーンの2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準 に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表 の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる 事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。